



自動車税は5月31日(金)までに忘れずに！

自動車税は、毎年4月1日現在で、運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税されます。5月上旬に自動車税事務所から送付される納税通知書により、納期限までに納めてください。

- 自動車税はコンビニエンスストアでも納税できます。
- Webサイト「Yahoo! 公金支払い」からクレジットカードでも納税できます。
- お問い合わせ先

吾妻行政県税事務所 ☎0279-75-3300

又は群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343

なお、軽自動車、バイクには軽自動車税がかかります。詳しくは、町村役場税務担当課にお問い合わせください。

※個人の事業税、不動産取得税もクレジット納税ができます。



自動車税は5月31日(金)までに！

2019年10月1日消費税軽減税率制度が実施されます！

令和元年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があり、対応には準備が必要です。(飲食料品の小売業の方に限りません。)

吾妻法人会と中之条税務署では、皆さんに知っていただくため下記のとおり制度の説明会を開催します。どなたでも参加できますので、ご都合のよい日時・場所の説明会へご参加ください。

開催日時		開催場所	主催者	連絡先
日	時間			
令和元年 (2019年) 6月7日(金)	11:00 ~11:30	中之条町大字伊勢町1005-1 中之条町ツインプラザ視聴覚室	(一社)吾妻法人会 中之条税務署	中之条税務署 法人課税部門 ☎0279-75-3355(代表)
令和元年 (2019年) 6月7日(金)	15:00 ~15:30	長野原町大字長野原37-2 長野原町商工会館 小会議室	(一社)吾妻法人会 中之条税務署	中之条税務署 法人課税部門 ☎0279-75-3355(代表)
令和元年 (2019年) 6月18日(火)	10:00 ~11:30	中之条町大字伊勢町1005-1 中之条町ツインプラザ視聴覚室	(一社)吾妻法人会 中之条税務署	中之条税務署 法人課税部門 ☎0279-75-3355(代表)
令和元年 (2019年) 6月18日(火)	14:00 ~15:30	長野原町大字長野原37-2 長野原町商工会館 小会議室	(一社)吾妻法人会 中之条税務署	中之条税務署 法人課税部門 ☎0279-75-3355(代表)

国民年金



いつなときこんな届け出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。加入者(被保険者)は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

第1号被保険者(自営業者や学生など)が、

↓就職して厚生年金や共済組合に加入したとき
↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

↓結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となつたとき

↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

第2号被保険者(会社員や公務員など)が、

↓退職したとき
↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

↓退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となつたとき
↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)が、

↓就職して厚生年金や共済組合に加入したとき
↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

↓本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなつたとき
↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来年金が受けられなくなったり減額されたりする場合があります。ご注意ください。

・渋川年金事務所 ☎0279・22・1614

事業主のみなさまへ 「労働保険の年度更新」のお知らせ

平成31年度の労働保険の年度更新手続きは、「6月3日(月)から7月10日(水)」までお願いいたします。

労働保険(労災保険及び雇用保険)の年度更新(平成30年度確定保険料、平成31年度概算保険料及び一般拠出金の申告・納付)手続きは、6月3日から7月10日までの期間に行ってください。

年度更新手続きに必要な申告関係書類は、厚生労働省から申告手続き期間に合うように各事業主へ送付されます。

当該書類がお手元に届きましたら7月10日(水)までに申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課することがありますので、ご留意願います。

●お問い合わせ先 群馬労働局総務部労働保険徴収室

☎027・896・4734
または、最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ

不正大麻・けしの撲滅にご協力ください

大麻とは、かつて日本でも繊維をとる目的で広く栽培されていた麻(アサ)のことです。

大麻は、精神障害作用を起す成分を含むため、所持や栽培などが法律で厳しく規制されています。しかし、若者を中心に、乱用目的で大麻を不正栽培する例が後を絶ちません。

けしは、春から夏にかけて、色鮮やかで美しい大きな花を咲かせるものが多く、ガーデンングや切り花用の植物として人気があります。しかし、けしの仲間には、麻薬の一種であるアヘンの原料となるため、法律で栽培が禁止されている種類があります。

昨年、県内では不正な大麻が2本、けしが2,742本発見されています。不正に栽培されている大麻や疑わしいけしを発見したときは、最寄りの県保健福祉事務所か警察署に連絡してください。

●連絡先 吾妻保健福祉事務所 ☎0279・75・3303
吾妻警察署 ☎0279・68・0110

天皇陛下の退位に便乗した商法に注意

悪質業者は、今話題となつ

ている出来事を悪用して近づいてきます。

【例】 見知らぬ事業者から「平成から年号が変わる。天皇陛下のアルバムを買わないか」と電話があり皇室に興味があったので少し話を聞いてしまった。本来8万円だが3万8千円で買えると言われた。最終的に断つたのに自宅にアルバムが配送され、夫が受け取ってしまった。

天皇経過の退位に便乗して、アルバム、掛け軸、置物等の購入を電話でもちかけられたという相談が寄せられています。中には長時間にわたって勧誘され、断つても執拗に勧誘されたという強引なケースもあり注意が必要です。

話を聞いてしまうと断りにくくなるので、早い内にきつぱりと断り対応を終えましょう。

断り方があいまいな言葉では、業者側都合に解釈されてしまいます。注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わずに受け取り拒否をしましょう。受け取り拒否をしても宅配業者には迷惑がかかることはありません。「誰が注文したか分からない荷物を受け取らない」と家族間でルールを作っておきましょう。

一人で判断せず吾妻郡消費生活センター ☎0270・75・1166又は全国共通ナビダイヤル#188にご相談ください。